

# 特定毒物所有品目及び数量届

概要説明	毒物及び劇物取締法第21条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第17条に基づき、毒物劇物営業者等が廃止等した時に <u>15日以内</u> に現に所有する特定毒物の品名および数量を届け出る場合の届出書です。
提出書類	1 特定毒物所有品目及び数量届  正1部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376
手数料	不 要
注意事項	